

平成29年4月1日改正版

双葉ヶ丘デイサービスセンター 重要事項説明書

当施設は介護保険法 通所介護サービス事業者及び、
介護予防通所介護サービス事業者の指定を受けています。
宮城県指定 第0475100657号

当事業所は、ご利用者に対して通所介護サービス及び、介護予防通所介護サービスを提供いたします。事業所の概要やご提供するサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当サービスのご利用は、原則として要介護認定審査の結果「要支援」「要介護」と認定された方が、対象となります。なお、要介護認定を受けずに、緊急にご利用される場合には、ご利用後、速やかに介護認定を受けていただきます。
通所介護サービスは、「要介護1～5」の方、介護予防通所介護サービスは、「要支援1～2」の方が対象になります。

1. 事業者

- | | |
|-----------|---------------------|
| (1) 法人名 | 社会福祉法人 無量壽会 |
| (2) 法人所在地 | 宮城県仙台市青葉区双葉ヶ丘二丁目9-2 |
| (3) 電話番号 | 022-275-3786 |
| FAX | 022-275-4786 |
| (4) 代表者氏名 | 理事長 菅原 裕典 |
| (5) 設立年月日 | 平成 6年 8月24日 |

2. 事業所の概要

(1) 事業所の種類

指定通所介護事業所・平成12年4月1日指定・宮城県0475100657号

※当事業所は、特別養護老人ホーム寶樹苑に併設されています。

(2) 運営方針・目的

- 運営方針 … ご利用者の心身の特性を踏まえつつ、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう、機能訓練及び、必要な日常生活上のお世話をすることによって、ご利用者の社会的孤立感の解消及び、心身機能の維持並びに、ご利用者の家族の身体的・精神的負担の軽減を図るものとする。
- 目的 … ご契約者（利用者）が、その有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことが出来るように支援することを目的として、ご契約者に通所介護及び介護予防通所介護サービスを提供します。

- (3) 事業所の名称 双葉ヶ丘デイサービスセンター
 (4) 事業所の所在地 宮城県仙台市青葉区双葉ヶ丘二丁目9-2
 (5) 電話番号 022-275-3624
 (6) 所長(管理者) 氏名 只木 和彦
 (7) 交通の便

[地下鉄南北線でお越しの場合]

JR仙台駅より地下鉄に乗り換え「旭ヶ丘駅」下車、車で10分。

[バスでお越しの場合]

JR仙台駅前バス停留所より泉方面バスに乗車（北仙台行きは除く）所要時間約25分、北根三丁目バス停下車、徒歩約10分。

- (8) 当施設の経営理念
- 一、お客様は常に主役の座にある。
 - 一、サービスに始まりサービスに終わる。
 - 一、私たちは全員営業マンである。
 - 一、高い達成目標を掲げ、日々精進する。

(9) 開設年月日 平成8年3月25日

(10) 通常の事業の実施地域

青葉区 旭ヶ丘・荒巻本沢・北根・北根黒松・鷲ヶ森・桜ヶ丘・台原森林公園・滝道
 堤町・東勝山・藤松・双葉ヶ丘・水の森・台原・川平・葉山

泉 区 黒松・虹の丘・旭丘堤・みずほ台・加茂・長命ヶ丘・上谷刈・南光台

(11) 営業日及び営業時間

営 業 日	祝日を含む月曜日から金曜日 (12月30日～1月2日は除く)
受 付 時 間	8：30から17：30まで
サービス提供時間帯	○通常のご利用時 9：15～16：45

(12) 利用定員

9：15～16：45まで 30名定員

(通所介護サービス及び、介護予防通所介護サービスのご利用者合わせて)

3. 職員の配置状況（平成29年4月1日現在）

当事業所では、ご利用者に対して指定介護福祉施設サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〔主な職員の配置状況〕※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職 種	配置職員数	配置基準
1. 所 長（管理者）	1名（他事業所兼務）	1名
2. 相 談 員	3名（2名介護員兼務）	1名
3. 介 護 員	7名（2名相談員兼務）	4名
4. 看 護 師 （機能訓練指導員兼務）	2名	1名
6. 機能訓練指導員	3名（1名作業療法士、2名看護師兼務）	1名

勤務時間 : 8:30から17:30まで
(看護師は9:00～17:00)

4. 緊急時の対応

○身体状況急変時 … 看護師を中心とした緊急体制をとっております。ご利用者の容態に変化等があった場合は、医師に連絡する等必要な処置を講ずるほか、ご家族等へ速やかに連絡します。

○災 害 時 … 定期的に避難訓練を行い、災害時に備えております。また、町内会の方に近隣防災協力員としてご協力をいただいております。
防災責任者 … 所 長 只木 和彦

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当施設では、ご利用者に対して以下のサービスを提供します。

当施設が提供するサービスについて、

〔 (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
(2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合 〕 があります。

(1) 当施設が提供する基準介護サービス

次のサービスについては、食費を除き通常9割が介護保険から給付されます。（平成27年8月以降ご利用者 本人の所得や収入により8割の給付となる場合があります。）

〈サービスの概要〉

①食事

当施設では、栄養士（管理栄養士）の立てる献立表により、栄養並びに

ご利用者の身体の状況及び嗜好を考慮した食事を提供します。

②入浴

- ・入浴又は清拭を行います。寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴が出来ます。(希望者)

③排泄

- ・ご利用者の排泄の介助を行います。

④機能訓練

[通所介護]

- ・レクリエーションの中で、生活リハビリテーションを重点的に行います。
- ・個別に立てられた「個別機能訓練計画書」に則り、機能訓練指導員（作業療法士・看護師）より機能訓練をご提供致します。(希望者)

[介護予防通所介護]

- ・個別に立てられた「運動器機能向上プログラム」に則り、機能訓練指導員（作業療法士・看護師）より機能訓練をご提供致します。(希望者)

⑤送迎

- ・ご利用者のご自宅と当事業所との間の送迎を行います。
- ※ 事業実施地域以外の地区にお住まいの方で当事業所のサービスを利用される場合は、ご家族での送迎をお願い致します。

(1) 〈サービス利用料金（1日あたり）〉

下記の料金表によって、ご契約者の要介護状態に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）をお支払ください。(サービスの利用料金は、ご契約者の要介護度に応じて異なります。)

[通所介護]

① 10:00～15:30 ご利用の場合（1割負担の場合）

(例) 基準サービス・入浴・サービス提供体制強化加算（I）（介護職員のうち、介護福祉士資格者を50%以上配置）をご利用いただいた場合

介護度 項目	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1. サービス利用料金	6,572 円	7,640 円	8,708 円	9,777 円	10,845 円
2. うち、介護保険から給付される金額	5,914 円	6,876 円	7,837 円	8,799 円	9,760 円
3. サービス利用に係る自己負担額（1-2）	658 円	764 円	871 円	978 円	1,085 円
4. 食事料金	600 円				
5. 自己負担金額	1,258 円	1,364 円	1,471 円	1,578 円	1,685 円

・上記の料金には別途介護職員処遇改善加算 I（1ヶ月の総利用単位数に5.9%を乗じた単位）が掛かります。

② 9 : 15 ~ 16 : 45 ご利用の場合（1割負担の場合）

（例）基準サービス・入浴・サービス提供体制強化加算（I）（介護職員のうち、介護福祉士資格者を50%以上配置）をご利用いただいた場合

介護度 項目	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1. サービス利用料金	7,435 円	8,657 円	9,920 円	11,184 円	12,447 円
2. うち、介護保険から給付される金額	6,691 円	7,791 円	8,928 円	10,065 円	11,202 円
3. サービス利用に係る自己負担額（1-2）	744 円	866 円	992 円	1,119 円	1,245 円
4. 食事料金	600 円				
5. 自己負担金額	1,344 円	1,466 円	1,592 円	1,719 円	1,845 円

・上記の料金には別途介護職員処遇改善加算 I（1ヶ月の総利用単位数に5.9%を乗じた単位）が掛かります。

③ 10 : 00 ~ 13 : 30 ご利用の場合（1割負担の場合）

（例）基準サービス・入浴・サービス提供体制強化加算（I）（介護職員のうち、介護福祉士資格者を50%以上配置）をご利用いただいた場合

介護度 項目	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1. サービス利用料金	4,600 円	5,176 円	5,761 円	6,326 円	6,911 円
2. うち、介護保険から給付される金額	4,140 円	4,658 円	5,184 円	5,693 円	6,219 円
3. サービス利用に係る自己負担額（1-2）	460 円	518 円	577 円	633 円	692 円
4. 食事料金	600 円				
5. 自己負担金額	1,060 円	1,118 円	1,177 円	1,233 円	1,292 円

・上記の料金には別途介護職員処遇改善加算 I（1ヶ月の総利用単位数に5.9%を乗じた単位）が掛かります。

④ 10:00～15:30 ご利用の場合（2割負担の場合）

（例）基準サービス・入浴・サービス提供体制強化加算（Ⅰ）（介護職員のうち、介護福祉士資格者を50%以上配置）をご利用いただいた場合

介護度 項目	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1. サービス利用料金	6,572 円	7,640 円	8,708 円	9,777 円	10,845 円
2. うち、介護保険から 給付される金額	5,257 円	6,112 円	6,966 円	7,821 円	8,676 円
3. サービス利用に係る 自己負担額 (1-2)	1,315 円	1,528 円	1,742 円	1,956 円	2,169 円
4. 食事料金	600 円				
5. 自己負担金額	1,915 円	2,128 円	2,342 円	2,556 円	2,769 円

・上記の料金には別途介護職員処遇改善加算Ⅰ（1ヶ月の総利用単位数に5.9%を乗じた単位）が掛かります。

⑤ 9:15～16:45 ご利用の場合（2割負担の場合）

（例）基準サービス・入浴・サービス提供体制強化加算（Ⅰ）（介護職員のうち、介護福祉士資格者を50%以上配置）をご利用いただいた場合

介護度 項目	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1. サービス利用料金	7,435 円	8,657 円	9,920 円	11,184 円	12,447 円
2. うち、介護保険から 給付される金額	5,948 円	6,925 円	7,936 円	8,947 円	9,957 円
3. サービス利用に係る 自己負担額 (1-2)	1,487 円	1,732 円	1,984 円	2,237 円	2,490 円
4. 食事料金	600 円				
5. 自己負担金額	2,087 円	2,332 円	2,584 円	2,837 円	3,090 円

・上記の料金には別途介護職員処遇改善加算Ⅰ（1ヶ月の総利用単位数に5.9%を乗じた単位）が掛かります。

⑥ 10:00～13:30 ご利用の場合（2割負担の場合）

（例）基準サービス・入浴・サービス提供体制強化加算（I）（介護職員のうち、介護福祉士資格者を50%以上配置）をご利用いただいた場合

介護度 項目	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1. サービス利用料金	4,600 円	5,176 円	5,761 円	6,326 円	6,911 円
2. うち、介護保険から 給付される金額	3,680 円	4,140 円	4,608 円	5,060 円	5,528 円
3. サービス利用に係る 自己負担額 (1-2)	920 円	1,036 円	1,153 円	1,266 円	1,383 円
4. 食事料金	600 円				
5. 自己負担金額	1,520 円	1,636 円	1,753 円	1,866 円	1,983 円

・上記の料金には別途介護職員処遇改善加算 I（1ヶ月の総利用単位数に5.9%を乗じた単位）が掛かります。

○入浴をご希望なされる場合には、利用金額に1日当たり51円の加算料金をいただきます。

○個別機能訓練をご希望なされる場合には、利用金額に1日当たり57円の加算料金をいただきます。

○事業所の体制が以下の条件に該当する場合は「中重度者ケア体制加算」として1日あたり46円の加算料金をいただきます。

<ul style="list-style-type: none"> ・指定基準に規定する介護職員又は看護職員の員数に加え、介護職員又は看護職員を常勤換算方法で2以上確保していること。 ・前年度又は算定日が属する月の前3月間の利用者の総数のうち、要介護3以上の利用者の占める割合が100分の30以上であること。 ・指定通所介護を行う時間帯を通じて、専ら当該指定通所介護の提供に当たる看護職員を1以上確保していること。

○ご利用者に提供する食事費用は別途いただきます。（次頁（2）参照）

○介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご利用者の負担額を変更します。

[介護予防通所介護利用料金]一月額

○送迎、入浴、サービス提供体制強化加算（Ⅰ）（介護職員のうち、介護福祉士資格者を50%以上配置）を含んだ金額。

※運動器機能向上プログラム希望の場合には、（ ）の金額になります。

（1割負担の場合）

	要支援1	要支援2
1. サービス利用料金	17,654円（19,964円）	36,160円（38,471円）
2. うち、介護保険から給付される金額	15,888円（17,967円）	32,544円（34,623円）
3. サービス利用に係る自己負担額 （1-2）	1,766円（1,997円）	3,616円（3,848円）

・上記の料金には別途介護職員処遇改善加算Ⅰ（1ヶ月の総利用単位数に5.9%を乗じた単位）が掛かります。

（2割負担の場合）

	要支援1	要支援2
1. サービス利用料金	17,654円（19,964円）	36,160円（38,471円）
2. うち、介護保険から給付される金額	14,123円（15,971円）	28,928円（30,776円）
3. サービス利用に係る自己負担額 （1-2）	3,531円（3,993円）	7,232円（7,695円）

・上記の料金には別途介護職員処遇改善加算Ⅰ（1ヶ月の総利用単位数に5.9%を乗じた単位）が掛かります。

昼食代につきましては、下記（2）に記載のとおり、1食につき600円（おやつ代を含む）を負担いただきます。

（2）、（1）以外のサービス

〈サービスの概要と利用料金〉

①食費 ○昼食代 600円（昼食代、おやつ代を含む）

②複写物の交付（コピーサービス）

複写物（コピー）の交付は1枚につき、10円いただきます。

③写真 プリントアウト代（デイご利用時撮影）

1枚につき、20円いただきます。[ご本人からのご希望があった場合のみ]

③日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご利用者の日常生活に要する費用で、ご契約者にご負担いただくことが適当であるものにかかる費用を請求致します。

（おむつ代は、実費ご負担いただきます。詳細については「介護保険給付外サービス利用」表をご参照下さい。

(3) 利用料金のお支払方法

前記(1)、(2)の料金・費用は、1ヶ月ごとに計算し、ご請求いたしますので、翌月20日までに以下のいずれかの方法でお支払ください。

- ア. 金融機関口座（七十七銀行）からの自動引き落とし
（振替手数料のご負担はございません。）
- イ. 下記指定銀行口座への振込（振込手数料は、ご負担いただきます。）
 - 七十七銀行 東勝山支店 普通 5098645
〔名義：(社福)無量壽会 双葉ヶ丘デイサービスセンター 所長 只木 和彦〕
 - 郵便局 0225-0-74022 [名義：双葉ヶ丘デイサービスセンター]
- ウ. 現金による支払い
※送迎時の職員にお渡しいただく場合には、封筒にお名前、金額をご記入後、厳重に封をしてください。また、おつりのないようご準備下さい。

5. 苦情の受付について

(1) 当施設における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

- 苦情受付窓口 : 林 真孝（係長兼相談員兼介護員）
野崎 新一（主任兼相談員）

TEL 022-275-3624（直通）

- 受付時間 : 毎週月曜日から金曜日の9:00から17:00
（ただし、12月30日から1月2日と、祝日は除きます。）

(2) 苦情解決責任者 : 只木 和彦（所長）

寄せられたご意見や、苦情に対して施設長が責任者となって、関係機関と相談しながら、申出人には誠意を持って話し合い、合意が得られるように努めます。

(3) 苦情解決第三者委員会

寄せられたご意見や、苦情に対して所長が責任者となって、関係機関と相談しながら、申し出人と誠意を持って話し合い、合意が得られるよう努めます。

なお、法人として、第三者苦情委員会を設置しております。定期的に委員会を開催して、委員の皆さんのご意見を伺っております。

- ・3名の方を委嘱しています。

北仙台地区民生委員2名 越後 洋子 佐藤 勝男
社会福祉法人無量壽会監事1名 犬飼 泰治

いただいた苦情については、問題点を把握し、対応策を検討して必要な改善を行います。

また、苦情ボックス（ご意見箱）を特別養護老人ホーム寶樹苑（同建物内）1階食堂前ロビー及び2階食堂内に設置しています。

(4) 行政機関その他苦情受付期間

青葉区保健福祉センター 障害高齢課 介護保険係	所在地	仙台市青葉区上杉一丁目5-1
	電話番号	022-225-7211 (内線6746~6750)
宮城県国民健康保険 団体連合会	所在地	仙台市青葉区上杉一丁目2-3
	電話番号	022-222-7700
宮城県社会福祉協議会 運営適正化委員会	所在地	仙台市青葉区本町3丁目7-4
	電話番号	022-225-8476
仙台市介護事業支援課 居宅介護サービス指導係	所在地	仙台市青葉区国分町3-7-1
	電話番号	022-214-8192

※12月29日から1月2日と、祝日は除きます。

※その他、お住まいの各区障害高齢課介護保険係にご相談ください。

(重要事項説明書付属文書)

1. 施設の概要

(1) 建物の構造 : 鉄筋コンクリート 2階建て

(2) 施設面積 : 7,598㎡ 建物面積 : 3,753㎡

(3) 併設事業

当施設では、次の介護保険指定事業を併設して実施しています。

[介護福祉施設] 平成12年4月1日指定 宮城県 0475100434号 定員100名

[短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護]

平成12年4月1日指定 宮城県 0475100665号 定員40名

[居宅介護支援事業所] 平成12年4月1日指定 宮城県 0475100640号

(4) 施設の周辺環境

○立地 : 仙台市郊外の住宅地内

○日当たり : 良好 ○騒音 : 特に意識すべき騒音はない。

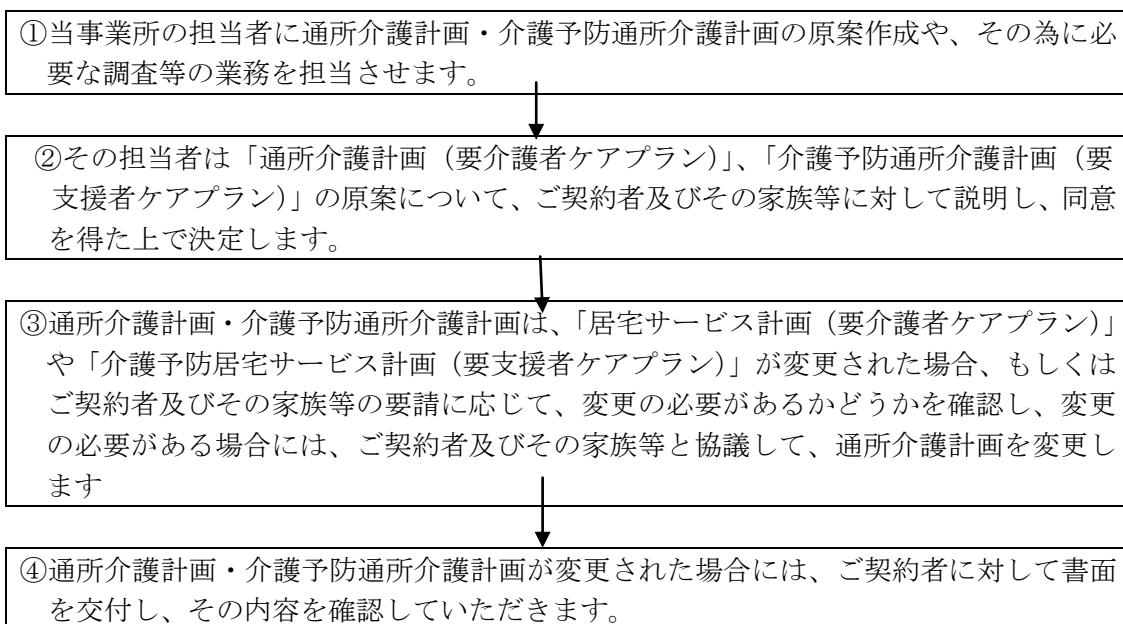
2. 職員の配置状況

所 長	… ご利用者サービスにかかる総括責任者、施設管理者です。 (他事業所兼務)
介護職員	… ご利用者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。 7名 (6名介護福祉士取得者) うち2名が生活相談員兼務しています。
相談員	… ご利用者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。 3名 うち介護職員兼務を2名配置しています。
看護師	… 主にご利用者の健康管理や療養上のケアを行います。 看護師の資格を有する看護職員を2名配置しています。
機能訓練指導員	… ご利用者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練及び、指導を行います。 3名のうち1名が作業療法士の資格を有しております。

3. 契約締結時からサービス提供までの流れ

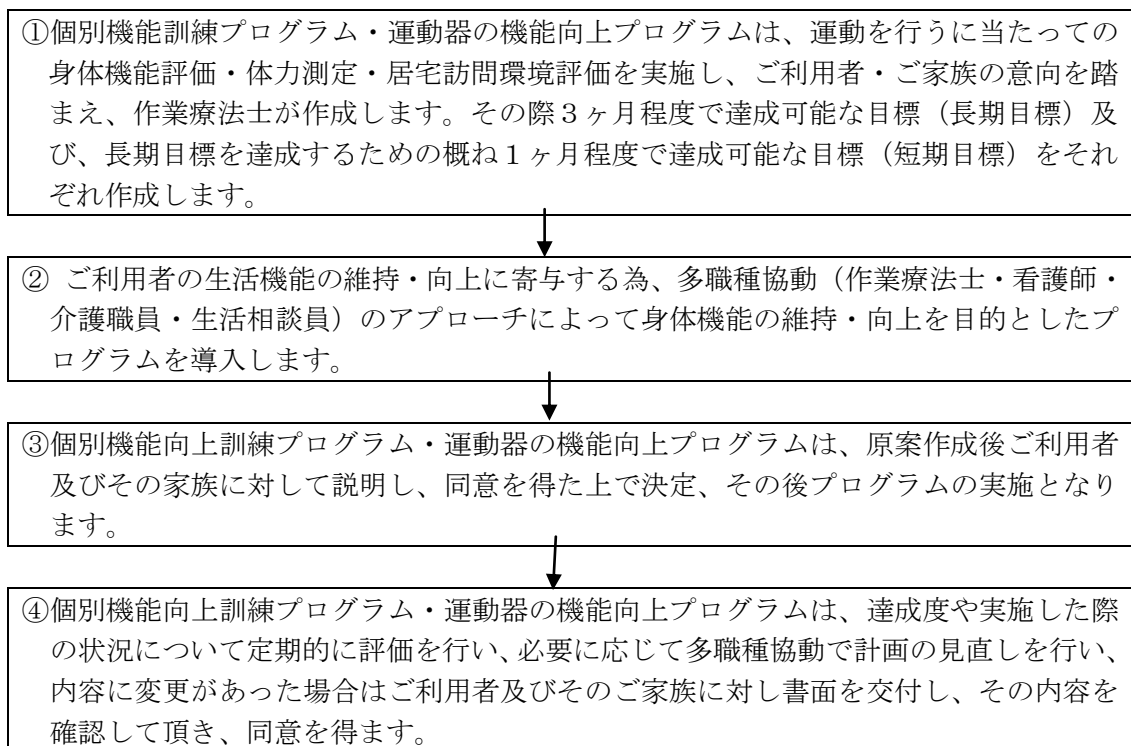
ご利用者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、「居宅サービス計画 (要介護者ケアプラン)」や「介護予防居宅サービス計画 (要支援者ケアプラン)」がある場合はその内容を踏まえ、契約締結後に作成する「通所介護計画 (要介護者ケアプラン)」、「介護予防通所介護計画 (要支援者ケアプラン)」に定めます。

契約締結からサービス提供までの流れは次の通りです。



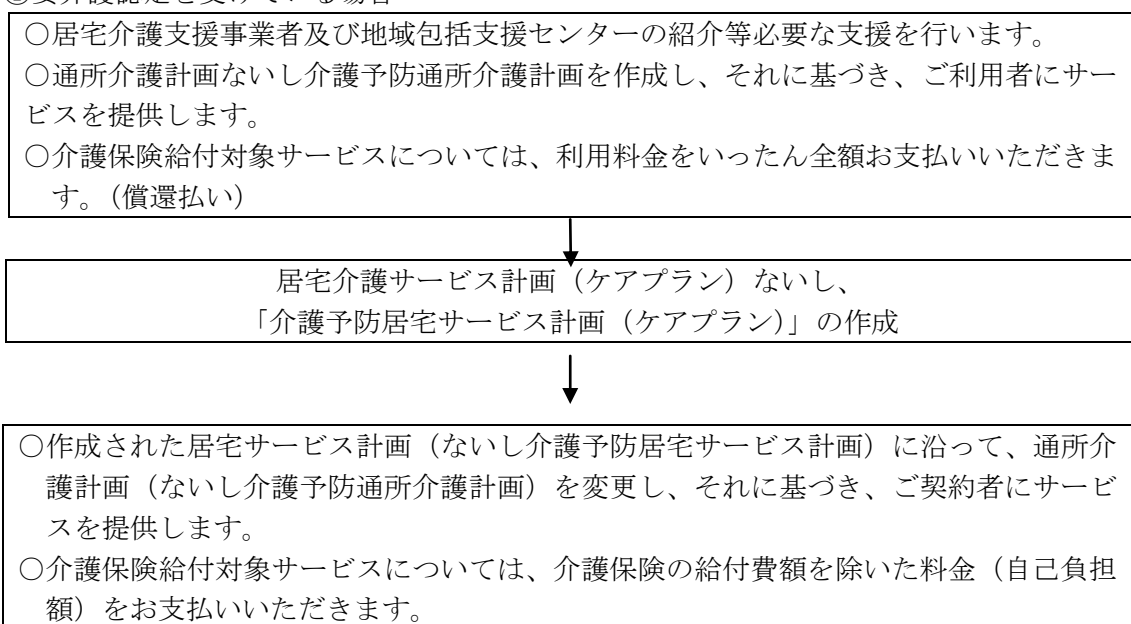
契約締結時、個別機能向上訓練 (要介護者)・運動器機能向上訓練 (要支援者) の希望がある場合は「居宅サービス計画 (ケアプラン)」や「介護予防居宅サービス計画 (ケアプラン)」

ラン)」の内容を踏まえ、契約締結後に作成する「通所介護計画」、「介護予防通所介護計画」に定めます。 契約締結からサービス提供までの流れは次の通りです。

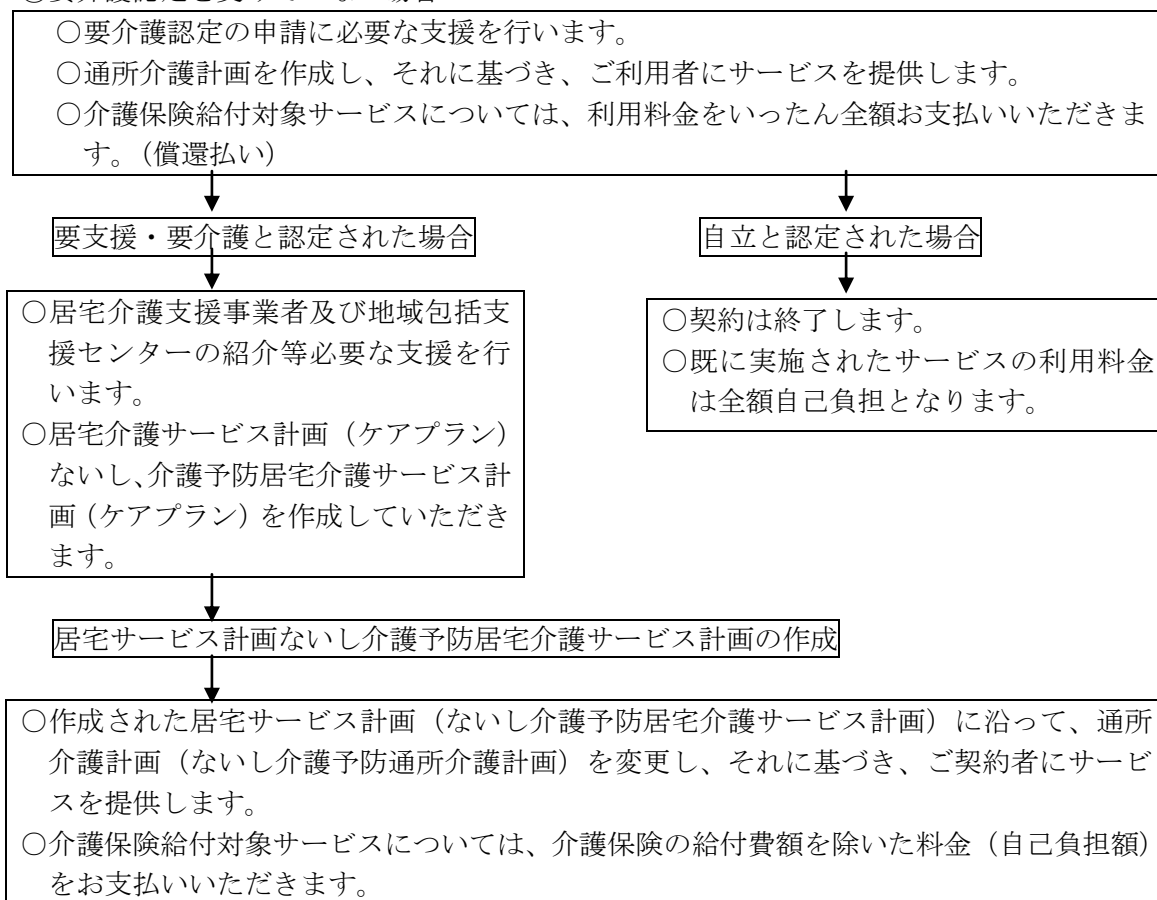


ご利用者に係る「居宅サービス計画（要介護者ケアプラン）」、「介護予防居宅サービス計画（要支援者ケアプラン）」が作成されていない場合のサービス提供の流れは次の通りです。

①要介護認定を受けている場合



②要介護認定を受けていない場合



4. サービス提供における事業者の義務

当施設は、ご利用者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①ご利用者の生命、身体の安全・確保に配慮します。
- ②ご利用者の体調、健康状態から見て必要な場合には、医師または看護職員と連携のうえ、ご利用者から聴取、確認します。
- ③ご利用者に提供したサービスについて記録を作成し、5年間保管するとともにご利用者または代理人の請求に応じて閲覧を認め、必要な場合は複写物(有料)を交付します。
- ④ご利用者へのサービス提供時において、ご契約者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う等必要な措置を講じます。
- ⑤事業者及び担当職員は、サービスを提供するにあたって知り得たご利用者またはご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。(守秘義務)ただし、ご利用者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご利用者の心身等の情報を提供します。また、ご利用者の円滑な退所のための援助を行う際には、あらかじめ文書にてご利用者の同意を得ます。

5. 施設利用の留意事項

(1) 施設・設備の使用上の注意

- 施設、設備、敷地をその本来の用途に従って使用してください。
- 故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。
- 当事業所の職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことは出来ません。

(2) 食事

昼食は当日の10：30まで、夕食は当日の16：30までにキャンセルの申し出があれば、お食事代はいただきません。

それ以降に関しては、お食事代をいただきます。

(ただし、ご利用中の緊急の入院・通院等の場合は、その限りではありません。)

(3) 喫煙

施設内及び、敷地内全面禁煙となっておりますので、喫煙はできません。

6. 損害賠償について

当施設において、事業者の責任によりご利用者に損害が生じた場合は、速やかに利用者家族に対し連絡を行い、行政担当課（仙台市）に報告致します。また「介護事故防止委員会」において原因を究明し、再発防止のための対策を講じます。原因が施設にある場合事業者は速やかにその損害を賠償致します。

ただし、その損害の発生について、ご利用者に故意又は過失が認められる場合には、身元引受人（ご契約者）と協議いたします。

7. サービス利用をやめる場合（契約の終了について）

契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要介護認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の2日前までに契約者から契約終了の申し入れがない場合には、契約はさらに同じ条件で更新され、以後も同様となります。

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することが出来ますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。

- ①ご利用者が死亡した場合
- ②要介護認定によりご利用者の心身の状況が自立と判定された場合
- ③事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ④施設の滅失や重大な毀損により、ご利用者に対するサービスの提供が不可能となった場合
- ⑤当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合

- ⑥ご契約者から解約又は契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）
- ⑦事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照下さい。）

(1) ご利用者からの解約・契約解除の申し出

契約の有効期間であっても、ご契約者から利用契約を解約することが出来ます。その場合には、契約終了を希望する日の7日前までに解約届出書をご提出下さい。

ただし、以下の場合には、即時に解約・解除することが出来ます。

- ①介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ②ご利用者が入院された場合
- ③ご利用者の「居宅サービス計画（要介護者ケアプラン）」や「介護予防居宅サービス計画（要支援者ケアプラン）」が変更された場合
- ④事業者若しくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める通所介護サービスを実施しない場合
- ⑤事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑥事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご利用者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑦他の利用者によって身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つけられる恐れがある場合において、事業者が適切な対応を取らない場合

(2) 事業者からの契約解除の申し出

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- ①伝染病疾患が発病した場合
- ②ご利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ③ご利用者による、サービス利用料金の支払いが3ヶ月以上遅延した場合
- ④ご利用者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

(3) 契約の終了に伴う援助

契約が終了する場合には、事業者はご利用者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めます。

双葉ヶ丘デイサービスセンター

介護保険給付外サービス利用

下記の保険負担外サービスについて、ご利用された場合の利用料金は次の通りです。

品 目	単 位	単 価
食費（昼食・おやつ）	1日	昼食 550円 おやつ 50円 計 600円
理髪サービス（調髪・顔剃り）	1回	2,000円
〃 （調髪のみ）	1回	1,500円
コピー	1枚	10円
リハビリパンツ S・M	1枚	94円
リハビリパンツ L	1枚	105円
紙オムツ M	1枚	58円
紙オムツ L	1枚	64円
尿とりパット	1枚	18円
写真代	1枚	20円

個人情報の使用等に係る説明

以下に定める条件の通り、双葉ヶ丘デイサービスセンターは、ご利用者本人及び身元引受人、ご家族の個人情報を下記の利用目的の必要最低限の範囲で使用、提供、または収集することをお約束致します。

1. 利用期間

介護サービス提供に必要な期間及び契約期間に準じます。

2. 利用目的

- (1) ご利用者に関わる介護計画（ケアプラン）を立案し、円滑にサービスが提供されているために実施するサービス担当者会議での情報提供のため。
- (2) 医療機関、福祉事業者、介護支援専門員、介護サービス事業者、自治体（保険者）、その他社会福祉団体等との連絡調整のため。
- (3) ご利用者が、医療サービスの利用を希望している場合及び主治医等の意見を求める必要がある場合。
- (4) ご利用者の利用する介護事業所内のカンファレンスのため。
- (5) 行政からの求めに応じるとき。
- (6) その他サービス提供で必要な場合。
- (7) 上記各号に関わらず、緊急を要する時の連絡等の場合。

3. 使用条件

- (1) 個人情報の提供は必要最低限とし、サービス提供に関わる目的以外は決して利用しない。また、ご利用者とのサービス利用に関わる契約の締結前からサービス終了後においても、第三者に漏らさない。
- (2) 個人情報を使用した会議の内容や相手方等について経過を記録し、請求があれば開示する。

4. ご利用者の肖像権及び、施設内における他ご利用者への面会者、業者等との関係

- (1) 施設においてはその性格上、他ご利用者のご家族、見学者、施設管理に関する業者等の施設への出入りがあります。
- (2) 当法人では、広報誌、ホームページにて、ご利用者の日常の様子を関係方面にお知らせしております。その場合、ご利用者の写真を掲載させていただく場合があります。

社会福祉法人無量壽会
理事長 菅原 裕典

双葉ヶ丘デイサービスセンター

重要事項説明書及び各事項同意書

双葉ヶ丘デイサービスセンター
所長 只木 和彦 様

指定通所介護サービスの提供開始に際し、別紙書面に基づき重要事項・介護保険給付外サービス利用・個人情報の使用に係わる説明書・顔写真の使用に係わる事項・施設見学者及び他ご利用者のご家族及び施設管理業者等との施設内での遭遇等につきまして、以下のとおり同意致します。

1. 重要事項につきまして双葉ヶ丘デイサービスセンター（職名） _____

（氏名） _____ より説明を受け、その記載事項に同意致します。

2. 個人情報に関わる利用目的等の説明を受け、その内容に同意致します。

3. 顔写真等の使用につきましては、以下の内容で同意致します。

ア.（広報誌・ホームページ・施設内掲示）○で囲んだもののみ掲載を承諾致します。

イ. いずれも掲載をお断り致します。

4. 介護保険給付外サービス利用の説明を受けその内容に同意致します。

平成 年 月 日

事業所
所在地 仙台市青葉区双葉ヶ丘二丁目9-2
名 称 双葉ヶ丘デイサービスセンター
代表者 所長 只木 和彦

契約者（身元引受人）

住 所 _____

電話番号 _____

氏 名 _____ 印

利用者

住 所 _____

電話番号 _____

氏 名 _____